別表十七の二（一）付表二　記載要領

1　この表は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の２（第３項を除く。）又は第68条の89の３（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額　⑴」の欄は、各連結法人の受取利子等（租税特別措置法第68条の89の２第２項第７号に規定する受取利子等をいう。次号において同じ。）の額のうち、国内関連者等（租税特別措置法施行令第39条の113の２第21項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する国内関連者等をいう。次号において同じ。）以外の者から受ける額を記載すること。

3　「各連結法人の連結事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額　⑽」の欄は、各連結法人の国内関連者等が、当該連結法人の連結事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、租税特別措置法施行令第39条の113の２第21項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載すること。

4　「公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額　⑿」の欄は、各連結法人の租税特別措置法施行令第39条の113の２第22項に規定する公社債の利子から成る部分の金額を記載すること。

別表十七の二(一)付表二の次に次の一表を加える。

別表十七の二(一)付表三

調整	（別表十七の二(二)「1」又は別表十七の二(四)「1」）を（別表十七の二(一)「1」）とし、別表十七の二(一)付表二の次に次の一表を加える。
特定子法人に係る調整	（別表十七(三)「35」、八)「28」、別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」）を（別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の三の九)「9」又は別表十七(三の十)「11」）とし、同表の記載要領中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法